

安保法廃止！
立憲主義・民主主義を
とりもどす千葉県民集会
日時：1月21日(土)13時半～
場所：千葉市中央公園



ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 301 号 URL 版 2016 年 12 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

劣悪な労働環境を改善しよう

労働者のための『働き方改革』に

厚労省主催のシンポジウム開催

『過労死等防止対策推進シンポジウム』が 12 月 3 日、千葉商工会議所第 2 ホールにおいて、厚生労働省・千葉労働局が主催で開催されました。後援は千葉県で協力団体に、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、千葉土建、千葉過労死弁護団、連合千葉などさまざまな団体から、150 人が結集しました。

『過労死等防止対策推進シンポジウム』は、主催者、福澤千葉労働局長、協力団体では、本原千葉労連議長、渡邊千葉産業保健総合支援センター副所長、鈴木連合千葉会長があいさつをしました。千葉労働局から、過労死等防止啓発月間におけるとりくみで、126 事業場に対して重点監督をおこない、その内 94 事業場に労働基準関係法令違反があり、違法な時間外労働があったものは 71 事業場、月 100 時間を超えるものは 28 事業場と説明し、今後、監督・指導を強化することを訴えました。



連帯あいさつする本原議長

第 1 講演は、ポートスクエア柏戸クリニックの瀧澤所長が『過重労働による脳・心疾患のメカニズム』について講演しました。過労死等防止には、過労労働防止への組織的とりくみが最重要であり、その上で、平素において自らの体調管理、治療を受けて発症リスクを軽減する、禁煙・節酒・肥満対策などでリスク軽減を図る必要があると強調しました。

第 2 講演は千葉中央法律事務所の島貫弁護士が『過労死防止大綱の概要～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のために、何が必要か～』について講演しました。憲法第 25 条 1 項、過労死等の問題点は人権問題であり、その防止対策を講じることは国家の責務(同条 2 項)であり、この法律を活用して、事前に過労死を防止していくことが大切だと強調しました。

最後に過労死を考える家族の会の 3 人から「命より大切なものは何もない」と、体験談が発表されま

した。

過労死防止特集記事 ～下～

過労死等の防止は『国の責務』

実効ある『過労死等防止対策推進法』を



事件後、22時に全館消灯するようになった電通本社

『大綱』に続き『白書』を閣議決定

政府は10月7日、世界初の『過労死等防止対策白書』を閣議決定しました。白書によると、厚生労働省のアンケートに回答があった約1700社のうち、過労死ラインを超えて残業をした正社員がいる企業が、昨年度2割を超えていました。この2割の労働者も、早急に対応しないと悲劇の過労死となりかねません。

『残業代ゼロ制度』を狙うアベ政権

政府は9月末、安倍首相が議長を勤める『働き方改革実現会議』を発足させました。賃金格差をなくす『同一労働同一賃金』や高齢者の就職促進などの検討課題がありますが、まずとりくむべきは長時間労働の抑制であり、労働者の

命を守る対策です。一刻も早く、企業の長時間労働を規制しなければなりません。業務として企業を監督する労働局・労働基準監督署の行政体制整備が急務となっています。

また安倍政権は、サービス残業を規制する通達を葬り去ろうとの動きのもとで、『残業代ゼロ制度』と呼ばれる『高度プロフェッショナル制度』の導入や裁量労働制の拡大をおこなおうとしています。

過労死なくすために行政体制の確立急務

過労死の悲劇をふたたび繰り返さないため、『1日8時間労働』を大原則に、労働時間に上限を設ける規制が、焦点となっています。今、『労働時間の上限規制の法律制定』と『その法律を守らせる労働行政体制確立』が急務となっています。

労働行政で働く国家公務員の組合・全労働千葉支部小川洋執行委員長は、「もし労働基準監督署が、高橋さんの過労自殺前に電通を再監督指導していたら、過労自殺は防げたのではないだろうか。労働行政体制の拡充強化は、労働者の命と暮らしに直結する課題といっても、過言ではない。ひとりでも多くの労働者の命を守りたい」と語りました。

改めて、労働行政体制の拡充強化が、憲法に保障された国民の権利を守ることにほかなりません。不十分な行政体制の中で『労働者の期待に応えたい』と懸命に働く、全労働の仲間の奮闘に千葉労連としてエールを送り、全力で支援していきます。

実現させよう同一労働同一賃金

第26回権利討論集会

11月23日、約50人の参加で第26回千葉県権利討論集会が開かれました。今年のテーマは非正規雇用法制、特に同一労働同一賃金についてでした。

基調講演は、千葉大学法政経学部皆川宏之教授による『非正規雇用法制の日独比較～同一労働同一賃金の関連で～』。EU、特にドイツにおける非正規雇用法制を紹介し「日本では非正規雇用の賃金決定の仕組みが正規の賃金制度と分離している状況が問題。これを共通の賃金制度にしていく取り組みが長期的に必要」とし「法律での規定だけではなく、雇用形態に関係なく客観的な基準に基づいて明確な賃金決定の仕組みを社会的に定着させていくことが今後は重要」と話されました。

講演後は、千葉労働弁護団の船澤弘行弁護士による労働者からみた自民党改憲草案の問題点の学習、県職労、なのはなユニオン、国労千葉地本から職場報告がされました。

最後に中丸素明弁護士から「今日得たことを職場でいかし、わたしたちが求める同一労働同一賃金を実現させていきましょう」と会場に呼びかけがありました。



産業別労働組合の重要性が語られる

波濤

先日、千葉県春闘学習討論集會に参加した。五十嵐仁法政大名誉教授の示唆にとんだ講演の中で印象深かったのは、『アベ働き方改革』に対して「相手は、変化球を投げてきているから打ち返し方に工夫が必要」という話だ▼運動を議論する場合に野球をイメージしてみる。カットしながらタイミングをあわせてホームランという一発狙いもありだが、引きつけてコツコツ当ててヒットをねらうことで前進するのではないかと▼唐突な感じでカジノ法が成立した。2020年東京オリンピック・パラリンピックを当て込んだ利益誘導を危惧する。スポーツを通じた感動によるバリアフリーという軸がぶれぬようしっかりした準備が必要である。



え・西山 進

【2面】

実現しよう政治転換

千葉県春闘討論集會を開催

国民春闘千葉県共同闘争委員会は、12月10日に「2017年国民春闘千葉県学習討論集會」を開催し、71名が参加しました。

開会挨拶では、本原千葉労連議長から、『TPP』『カジノ法案』『年金カット法案』などの強行採決など、あげればキリが無いアベ暴走政権に対し「一日も早い退陣を迫っていかねばならない」と、来春の衆議院解散選挙や県知事選挙に向けた結集が呼びかけられました。

全体講演では、法政大学名誉教授の五十嵐仁さんから『実現しよう！政治転換安倍政治の破綻と17春闘の展望』と題し講演。日本では戦争法廃止をはじめとした市民と野党による運動が新たな局面切り



情勢を学ぶ参加者

開いてきたが、それは新自由主義の世界的な破綻と密接に結びついていること、そして西洋諸国でも極右勢力が台頭する一方、社会主義の潮流も生まれていることなど『せめぎあいの時代』になっていることが明らかに。そうしたもとの、17 春闘は『働き方改革』『同一労働同一賃金』など安倍政権が投げた変化球をどう打ち返していくかが問われる春闘であることが強調されました。

山崎千葉労連事務局長から、千葉県春闘方針素案に基づき、「要求を握って離さない」たたかひの構えを示し、賃上げ・労働条件改善・平和を守るたたかひの三点を重点課題としてたたかひていくことが提

案されました。

講演や方針提起を受けた参加者は、初めての試みとなる分散会で討論。産別ごと、地域ごとの課題や問題点など出し合い議論を深めることが、分散会だからこそ出来たという感想が多く出されました。今後は 1 月 7 日の第 65 回評議員会で春闘方針が決定されます。

集会后、松本悟前議長と広瀬清前副議長を囲む会が開かれ、長年にわたり千葉労連発展のために奮闘した功績をたたえました。

『共謀罪』をつくらせるな 学習決起集会



講演する三澤麻衣子弁護士

『組織犯罪準備罪』法案の創設に反対する仲間が、11 月 28 日、千葉市民会館に、15 団体・50 人が結集し、学習決起集会を開きました。主催は、千葉労連、自由法曹団千葉支部、国民救援会千葉県本部、秘密保護法を廃止させる千葉の会、『共謀罪』阻止千葉県連絡会（準備会）です。

学習決起集会は、藤野善夫弁護士の主催者あいさつで始まり、自由法曹団治安警察問題委員長の三澤麻衣子弁護士が『組織犯罪準備罪』法案の内容について講義を行いました。講義では「これまで 03、04、05 年の 3 回にわたって国民の強い反対で廃案にできた『共謀罪』を『組織犯罪準備罪』と名前を変

えてきたが、その本質は変わらない。実際に現行刑法は、一般に刑罰の対象を『既遂』に限定し、一部の犯罪のみを例外的に『未遂』で処罰し、さらに一部の重大犯罪のみを『予備』で処罰するという体系をとっている。『組織犯罪準備罪』の本質は、市民団体や労働組合といった適法な団体が「みんなで集まり、話し、共同して、行動する」だけで『組織的犯罪集団』とされてしまう可能性がある。安倍政権が狙う『戦争をする国』づくりに反対する国民の監視と運動を弾圧する立法にほかならない。国民運動でこの法案を国会に提出させない世論を大きく広げていこう」と訴えました。

その後、国民救援会、千葉労連、千商連、新婦人が決意表明を行い、最後に『共謀罪』阻止千葉県連絡会（準備会）が、①法案の中身を知る②署名で意思表示③地域で団結④行動するパレードなど⑤周りの人に伝える、の行動提起を行い、集会参加者全体で確認しました。

労働相談一ヶ月～大手企業がブラック化～

大手企業で働く労働者から相談が相次ぎました。一つは、大手生命保険会社で1年契約の社員です。契約内容をめぐり上司とトラブル、パワハラを受けてうつ状態になり、契約期間を理由に解雇。一方的に解雇の離職票が届き怒りの電話がありました。雇用保険・傷病手当金・労災などの問題があるため個々に検討しました。

2件目は、大手損保の正社員のパワハラでうつ病となった若者からの相談です。この相談も上司から暴力を受け、その後も暴言が続き発病し、2年間休職しているというもので、損害賠償を行うことが可能かとの相談です。3件目が、大手デパートに勤務する1年契約の社員からの相談です。上司から暴力を受け、部長から責任をもって解決するから、口外しない様に口止めされ、それに従いました。一向に解決の兆しがなく、その後どうなったか聞いても、対応しているというだけであいまいな返事が続きました。変だなともっていたら、契約を更新しないと一方的にいわれました。仕事を続けたいとお願いすると、労務が担当といわれ全く取り合ってもらえず相談をしたというケースです。

大手生保と損保の件は、パワハラの実事の立証が可能か検討し、労災の請求をする場合は、再度相談することを勧めました。大手デパートの件は、相談者が働き続けたいという思いを逆手に取り、解雇しておきながら、再雇用をちらつかせて黙らせるという対応が行われていました。

社会的知名度があり、大手企業と言われる会社でパワハラでも最も悪質な暴力や暴言が行われ、精神障害を発生させ退職に追い込んでゆく事実、問題の深刻さを実感しました。【中林】